

みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バスの利用促進を図ることを目的として、路線バスの通勤又は通学定期券（以下「路線バス定期券」という。）を利用し通勤又は通学する者に対し、みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、当該補助対象者が属する世帯全員に町税等（町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃）の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就労している者であって、路線バス定期券を購入する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める高等学校、大学その他の法に定める学校のうち高等学校又は大学に準ずると認められる学校（以下「学校等」という。）に通学している生徒であって、路線バス定期券を購入する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、最も経済的な通常の経路で補助対象者が町内の停留所から通勤又は学校等へ通学するための路線バス定期券の購入に要した費用のうち、次に掲げる路線の乗車区間に要する費用とする。

- (1) 鎌田線
- (2) 猿ヶ京線
- (3) 水上線

2 補助対象経費は、補助対象者が就労している事業所から通勤手当（当該路線バス定期券に係るものに限る。）の支給を受けた場合においては、これを控除した額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、路線バス定期券を購入した後、みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該路線バス定期券の通用期間を開始した日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第2号）又は在学を証明する書類（同一年

度内の1回目の申請時に限る。)

(2) 路線バス定期券の写し又は購入した路線バス定期券の有効区間、有効期間、購入金額等が分かる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 当該年度内において補助金の交付を申請できる期間（以下「申請期間」という。）は当該年度の末日までとし、同日後の通用期間に対する補助金は翌年度において申請するものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者から提出された申請兼請求書に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第7条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 補助金交付決定後の申請期間中に路線バス定期券の払戻しをしたとき。

(4) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月10日から施行する。